



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和2年7月31日金曜日 第127号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 606

### 告 示

県統計調査の実施.....（循環型社会推進課）... 607

地方卸売市場の認定.....（ブランド戦略課）... 607

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....（森林整備課）... 607

津波災害警戒区域の指定.....（土木管理課技術企画室）... 608

公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 608

土地改良区の定款変更の認可（2件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 609

土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（ " ）... 609

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 609

道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 610

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 610

### 訓 令

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令.....（人事課）... 610

### 公 告

松山東警察署庁舎新築工事.....（警察本部会計課）... 611

### 公営企業公告

3.0T磁気共鳴画像診断装置（MRI）の借入れ.....（公営企業管理局総務課）... 615

医療画像情報システム（PACS）の借入れ.....（ " ）... 616

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 規 則

#### ○愛媛県規則第50号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和元年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 <u>田中英樹</u> 第2順位 副知事 八矢拓	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 <u>神野一仁</u> 第2順位 副知事 八矢拓

#### 附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第864号

愛媛県産業廃棄物実態等調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定の基礎資料とするため、県内における産業廃棄物の発生、処理状況等を調査し、その現状分析及び将来予測を行うとともに、廃棄物等に関する意識調査及び資源循環促進税に関する調査を実施することを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 事業所

事業所母集団情報（平成28年次フレーム）等から、地域、業種等別に全数または無作為抽出。

(2) 産業廃棄物処理業者

愛媛県、松山市の許可を受けている産業廃棄物中間処理業者及び最終処分業者を全数抽出。

3 報告を求める事項

(1) 県内の事業所

産業廃棄物の発生量に関すること

産業廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルへの取組みに関すること

資源循環促進税導入後の影響等に関すること など

(2) 県内の産業廃棄物処理業者

資源循環促進税導入後の影響等に関すること など

4 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

令和元年度1年間の実績、令和2年8月4日から同年11月30日までの間の任意の1日とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で調査時期を変更する場合がある。

5 報告を求める者

2で抽出した事業所等

6 報告を求めるために用いる方法

委託業者の郵送・電子データ配布及び郵送・電子データ回収によるアンケート調査

7 報告を求める期間

令和2年8月4日から同年11月30日とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で調査時期を変更する場合がある。

○愛媛県告示第865号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中村時広

認定年月日	開設者		地方卸売市場		
	名称	住所	名称	位置	取扱品目
令和2年7月8日	丸今青果株式会社	今治市天保山町4丁目3番1号	今治地方卸売市場	今治市天保山町4丁目3番1号	青果 物き 花

○愛媛県告示第866号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、令和2年8月1日から施行する。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																			
<p>(資格)</p> <p><b>第2条</b> 競争入札等に参加することができる者は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により知事の認定を受けた者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け適格と認められたものとする。</p> <p>(1) 事業者（法人にあつては、代表者）及び常時使用する従業員のうち、次の表に掲げる職名ごとにそれぞれ同表に掲げる要件を満たす者の人数が同表に定める人数以上であること。</p> <table border="1"> <tr> <th>職名</th> <th>職務</th> <th>要件</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				職名	職務	要件	人数	1・2	省略			<p>(資格)</p> <p><b>第2条</b> 競争入札等に参加することができる者は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により知事の認定を受けた者であつて、次に掲げる項目について知事の審査を受け適格と認められたものとする。</p> <p>(1) 事業者（法人にあつては、代表者）及び常時使用する従業員のうち、次の表に掲げる職名ごとにそれぞれ同表に掲げる要件を満たす者の人数が同表に定める人数以上であること。</p> <table border="1"> <tr> <th>職名</th> <th>職務</th> <th>要件</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				職名	職務	要件	人数	1・2	省略		
職名	職務	要件	人数																				
1・2	省略																						
職名	職務	要件	人数																				
1・2	省略																						

3 林業労働者	林業労働者は、工事現場における森林整備工事の安全かつ適正な施工に従事する。	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号_____に掲げる伐木等の業務に係るものに限る。）及び刈払機取扱作業に対する安全衛生教育について（平成12年2月16日付け労働省労働基準局長通知）に規定する刈払機取扱作業に対する安全衛生教育又はこれらの教育と同程度以上の教育を受け、かつ、1年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。	省略
---------	---------------------------------------	--	----

(2)～(6) 省略

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。

- (1) 省略
- (2) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税について未納がないこと。
- (3) 省略  
（資格審査の申請）

第3条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)～(5) 省略
- (6) 県税（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書
- (7)・(8) 省略

様式第1号（第3条関係） 競争入札等参加資格審査申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)～(5) 省略
- (6) 県税（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書
- (7)・(8) 省略

3 林業労働者	林業労働者は、工事現場における森林整備工事の安全かつ適正な施工に従事する。	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2に掲げる伐木等の業務に係るものに限る。）及び刈払機取扱作業に対する安全衛生教育について（平成12年2月16日付け労働省労働基準局長通知）に規定する刈払機取扱作業に対する安全衛生教育又はこれらの教育と同程度以上の教育を受け、かつ、1年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。	省略
---------	---------------------------------------	--	----

(2)～(6) 省略

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。

- (1) 省略
- (2) 所得税又は法人税\_\_\_\_\_及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税について未納がないこと。
- (3) 省略  
（資格審査の申請）

第3条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)～(5) 省略
- (6) 県税（地方消費税を除く。）\_\_\_\_\_及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書
- (7)・(8) 省略

様式第1号（第3条関係） 競争入札等参加資格審査申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)～(5) 省略
- (6) 県税（地方消費税を除く。）\_\_\_\_\_及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書
- (7)・(8) 省略

○愛媛県告示第867号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 津波災害警戒区域  
西予市の区域（次の図に示す部分に限る。）
- 2 基準水位  
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部土木管理局土木管理課技術企画室、西予土木事務所並びに西予市に備えて一般の縦覧

に供する。）

○愛媛県告示第868号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和2年7月16日から  
令和3年3月12日まで

3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第869号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月31日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

○愛媛県告示第870号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、夫婦山土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月31日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

○愛媛県告示第871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年7月31日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 康 夫	松山市土居町889 - 1
"	戒 能 泰 隆	松山市今在家2目9 - 30
"	戒 能 哲	松山市今在家4丁目15 - 6
"	宇都宮 耕 一	松山市北土居2丁目27 - 22
"	濟 川 完	松山市北土居1丁目2 - 16
"	本 郷 常 男	松山市東石井4丁目10 - 30
"	村 上 弘 彦	松山市越智2丁目2 - 20
"	平 岡 清 茂	松山市星岡4丁目26 - 3
"	井 上 文 昭	松山市北井門3丁目12 - 29
監 事	篠 浦 保 彦	松山市南土居町317 - 3
"	清 水 潔	松山市東石井6丁目15 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 康 夫	松山市土居町889 - 1
"	戒 能 明 久	松山市今在家3丁目4 - 28
"	松 田 隆	松山市今在家4丁目10 - 19
"	宇都宮 耕 一	松山市北土居2丁目27 - 22
"	濟 川 完	松山市北土居1丁目2 - 16
"	本 郷 常 男	松山市東石井4丁目10 - 30
"	村 上 弘 彦	松山市越智2丁目2 - 20
"	平 岡 清 茂	松山市星岡4丁目26 - 3
"	井 上 文 昭	松山市北井門3丁目12 - 29

○愛媛県告示第874号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年7月31日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

監 事	大 原 克 臣	松山市星岡4丁目19 - 25
"	清 水 潔	松山市東石井6丁目15 - 2

○愛媛県告示第872号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和2年7月31日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	馬 越 史 朗	松山市辻町9番47号

○愛媛県告示第873号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年7月31日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 潔	松山市東石井6丁目15 - 2
"	本 郷 常 男	松山市東石井4丁目10 - 30
"	野 間 豊	松山市東石井4丁目14 - 15
"	岡 田 堅	松山市東石井4丁目13 - 8
"	宮 内 博	松山市東石井6丁目9 - 23
監 事	野 間 厚	松山市東石井6丁目12 - 5
"	松 田 経 子	松山市東石井5丁目2 - 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 潔	松山市東石井6丁目15 - 2
"	本 郷 常 男	松山市東石井4丁目10 - 30
"	宮 内 康 夫	松山市東石井5丁目2 - 13
"	岡 田 堅	松山市東石井4丁目13 - 8
"	竹 政 省 三	松山市東石井5丁目5 - 5
"	野 間 豊	松山市東石井4丁目14 - 15
"	野 間 壽 雄	松山市東石井4丁目10 - 7
"	宮 内 博	松山市東石井6丁目9 - 23
監 事	野 間 厚	松山市東石井6丁目12 - 5
"	松 田 経 子	松山市東石井5丁目2 - 5

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第16号 令和2年7月22日	東温市北野田字大地265番1	東温市横河原329番地1 グレイス愛202号 門 屋 将 吾 門 屋 逸 美

○愛媛県告示第875号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷字名荷2502番2から 同町同字2378番1地先まで	旧	メートル 78~42.6	キロメートル 0.068	
			新	22.3~58.2	0.061	

○愛媛県告示第876号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷字名荷2513番2から 同町同字2378番1地先まで	令和2年7月31日

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般

副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中村時広

副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担任意務に関する規程(令和元年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 <u>田中英樹</u> ア・イ 省略 (3) 省略	1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 <u>神野一仁</u> ア・イ 省略 (3) 省略
2 省略	2 省略

附 則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

松山東警察署庁舎新築工事

## (2) 工事場所

愛媛県松山市勝山町

## (3) 工事概要

鉄骨鉄筋コンクリート造10階建

延床面積 8,695.20㎡

## (4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から令和5年1月31日まで

## (5) 予定価格

2,676,864,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

## (6) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年8月8日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

エ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に基づく低入札価格調査制度を適用する。

## 2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。

(2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「建築一式工事」について令和2年度の特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること（暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社総合企画設計

所在地 東京都千代田区岩本二丁目5番25号

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 平成30年度又は令和元年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価による工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の平成30年度の平均点数又は令和元年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 建築工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けた者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,000点以上の者であること。

サ 地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1棟の延床面積5,000平方メートル以上、地上6階以上の階を有する建築物（倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。）に係る建築主体工事（新築工事、増築工事又は改築工事であって、次のいずれかに該当するものに限る。以下同じ。）の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(7) 申請書の提出期限の日から起算して過去5年間に完成した公共工事であつて、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）に施工実績が登録されたもののうち、工事が完成して引渡しが完了（工事の一部が完成して引渡しが完了している場合は、当該工事

の発注者が発行する証明書によることができる。)したものの

(イ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した請負代金額が500万円以上の公共工事(ア)に規定するものを除く。)であって、当該公共工事に係る工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書(愛媛県発注工事の場合は不要とする。)、図面等を提出することができるもの

シ 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(建設工事業務に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要)を有する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) サに規定する要件を全て満たす建築物に係る建築主体工事(元請として施工したものに限る。)に従事した経験(当該工事の工期の2分の1以上を占め、かつ、サに規定する内容を施工する期間に従事した経験に限る。また、従事役職は監理技術者、主任技術者、担当技術者(愛媛県発注の工事における経験に限る。)又は現場代理人(副現場代理人を除く。)とする。)を有すること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

ス 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア (2)アからケまでに掲げる要件

イ 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において830点以上の者であること。

ウ 地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上3階以上の階を有する建築物に係る建築主体工事の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

エ 次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) (2)シ(ア)に掲げる要件

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者以外の当該技術者を配置する構成員(同一の構成員に限る。)と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) (3)ウに規定する要件を全て満たす建築物に係る建築主体工事(元請として施工したものに限る。)に従事した経験(当該工事の工期の2分の1以上を占め、かつ、(3)ウに規定する内容を施工する期間に従事した経験に限る。また、従事役職は監理技術者、主任技術者、担当技術者(愛媛県発注の工事における経験に限る。)又は現場代理人(副現場代理人を除く。)とする。)を有すること。ただし、当該

施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(4) 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(5) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者(当該規定が適用されない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

(6) 各構成員又は各構成員の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(7) 共同企業体の有効期限が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

### 3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規程に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となろうとする者が電子証明書(ICカード)を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあつては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより令和2年7月31日(金)から8月14日(金)までの電子入札システムの稼働時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)以外の日の午前9時から午後8時まで(最終日は午後5時まで)をいう。以下同じ。)に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

ア 受付期間

令和2年7月31日(金)から8月14日(金)までの受付時間中(県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)

なお、郵送等による場合にあつては、令和2年8月14日(金)午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

## イ 受付場所

愛媛県警察本部警務部会計課

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話番号 (089)934 0110 内線 2264

FAX番号 (089)943 2892

電子メール kaikei@police.pref.ehime.jp

- (4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、令和2年8月24日(月)までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にとっては、書面により通知する。

## (5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

## 4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、3(4)の通知をした日の翌日から令和2年9月1日(火)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

なお、郵送等による場合にあつては、令和2年9月1日(火)午後5時まで、3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、令和2年9月4日(金)までに、書面により行う。

## 5 標準型総合評価落札方式に関する事項

## (1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

## (2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を与えるとともに、技術提案については評価基準に従って評価し、20点を満点とする加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

## (3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

## 6 入札説明書の掲載等

## (1) 掲載期間

令和2年7月31日(金)から同年9月11日(金)まで

## (2) 掲載場所

入札情報公開システム

<https://www.pref.ehime.jp/e60100/e-bid-nyuusatsu/index.html>

- (3) なお、設計書、図面及び仕様書については、令和2年7月31日(金)から同年9月8日(火)までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

- (4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、令和2年8月3日(月)から同年9月1日(火)までの

電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

- (5) (4)の質問に対する回答は、令和2年9月4日(金)から同月8日(火)までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

## 7 入札及び開札

## (1) 電子入札システムによる入札期間

令和2年9月9日(水)から同月11日(金)までの電子入札システムの稼働時間中

## (2) 開札の日時

令和2年9月15日(火) 午後1時

## (3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階 入札室

## (4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にとっては、持参又は郵送等により提出すること。

## (5) 持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、令和2年9月9日(水)から同月11日(金)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。

## (6) 郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、令和2年9月11日(金)午後5時まで、3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

## (7) 入札関係書類の提出について

ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

(ア) 工事費内訳書(入札書に記載される金額に対応したものとし、工事種目及び科目ごとに、金額を記載すること。)

(イ) 技術提案書

イ アに掲げる入札関係書類の作成等にかかる費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。

## (8) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者は、令和2年9月18日(金)午後5時まで、入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等による場合にあつては、令和2年9月18日(金)午後5時まで、3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式

に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。

- (2) 1(5)の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者としてすることができる。
- (3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日（その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。）以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。
- (5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。
- なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

## 9 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。  
イ 入札保証金の納付期間（納入通知書（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）様式第7号（その1））によるもの）  
令和2年8月25日（火）から同年9月9日（水）まで  
ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類（以下「入札保証に係る書類」という。）の提出期間等は、次のとおりとする。  
（ア）提出期間  
令和2年8月25日（火）から同年9月11日（金）までの受付時間中  
（イ）提出場所  
3(3)イに掲げる場所  
（ウ）提出方法  
持参又は郵送等により提出すること。  
（エ）金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から令和2年12月21日（月）までの期間を含むこと。
- (3) 契約保証金  
契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査制度実施要綱第5条第1項に規定する低価格入札者との契約（以下「低価格入札者との契約」という。））にあつては、請負代金

額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

## (4) 入札の無効等

- ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札心得、運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。  
イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。  
ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年6月1日制定）に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。  
エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。  
オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 別に配置を求める技術者

低価格入札者との契約に際しては、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 契約の成立

- ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。  
イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

## (8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(2)ア又は2(3)アの知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

## (9) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県警察本部警務部会計課

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話番号 (089)934 0110 内線 2264

FAX番号 (089)943 2892

電子メール kaikei@police.pref.ehime.jp

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work on the Matsuyama Higashi Police Station  
(2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 11 September, 2020

(3) For further information , please contact: Finance Division ,  
Police Administration Department , Ehime Prefectural Police  
Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime  
790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110 ext 2264  
FAX 089 943 2892  
e-mail kaikei@police.pref.ehime.jp

### 公営企業公告

#### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年7月31日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
3.0T磁気共鳴画像診断装置(MRI)の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
3.0T磁気共鳴画像診断装置(MRI) 1式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和3年7月1日から令和9年6月30日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県立新居浜病院(新病院)  
(愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号)
- (6) 入札方法  
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。  
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要があ

る場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限

令和2年9月11日(金)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年9月11日(金)午前10時03分

愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和2年8月24日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Magnetic Resonance Imaging , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 11 September 2020
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794



## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年7月31日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
医療画像情報システム（PACS）の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
医療画像情報システム（PACS） 1式  
（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和3年7月1日から令和9年6月30日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県立新居浜病院（新病院）  
（愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号）
- (6) 入札方法  
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者においては、紙入札を行うことができる。  
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
  - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
  - (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要があ

る場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794
- (2) 入札書の受領期限  
令和2年9月11日（金）午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和2年9月11日（金）午前10時00分  
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和2年8月24日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
ア 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。  
イ 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Picture Archiving and Communication Systems , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 11 September 2020
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794